

2013年10月24日 着

平成25年10月23日

大高 正二 殿

警視庁丸の内警察署長

貴殿から郵送された2011年9月6日付け「告訴状」に記された事案は、犯罪を構成しないことが明らかですので、同文書は返戻いたします。

2回目の返戻

・これは正式の書面か？

署印が無い、署長名とその印が無い

・「犯罪を構成しない」とする意味が不明。

内容証明付郵便で之回答の合わせて回答が無い

・警察は裁判官の犯罪を手助けする犯罪組織か？

2013年10月25日 大高 記す